

ロストベルグ諸侯連合王国外務省外交文書第13号(1952年11月27日)

【文書名】ベルリン平和条約

【年月日】1952年11月27日

### 【全文】

連合国およびロストベルグ諸侯連合王国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進しつつ国際社会の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携のもとに協力する国家間の関係でなければならないことをここに固く決意し、よって両者の戦争状態の存在の結果として今尚未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、ロストベルグ諸侯連合王国としては、国際法の原則を徹底順守し、人権宣言の目的を達成するために努力をし、すでに降伏後のロストベルグ諸侯連合王国の法制によって作られた安定及び福祉の条件を国内で想像するために努力し、公私の通商において国際的に認められた慣習に基づいて適正に行い従う決意をここに宣言する。

ロストベルグ諸侯連合王国は連合国の意志を歓迎するので、よって連合国とロストベルグ諸侯連合王国は平和条約を締結することを決定し、これに応じて以下のロストベルグ諸侯連合王国全権委任団を任命した。これらの全権委任団は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定に協定した。

## ○第1章 平和

### 第1条

(a)ロストベルグ諸侯連合王国と連合国との戦争状態は、この条約が効力を発生する日を以て終了する。

(b)連合国は、ロストベルグ諸侯連合王国及びその領海に対するロストベルグ諸侯連合王国国民の完全な主権を容認する。

## ○第2章 領域

### 第2条

(a)ロストベルグ諸侯連合王国は、太平洋南洋諸島の独立を認め、南洋諸島と植民地支配地域におけるすべての権利と請求権を放棄する。

(b)ロストベルグ諸侯連合王国は、北極圏における1880年のロシア帝国(現ソヴィエト連邦)との分割統治によるすべての権利をソヴィエト連邦に委譲し、請求権を放棄する。

(c)ロストベルグ諸侯連合王国は、北アフリカ地域におけるイタリアからの委任統治領についてもすべての権利と請求権を放棄する。

(d)ロストベルグ諸侯連合王国は、1769年の国家成立時の時の領域にすべて戻し、第2条(a)～(c)において述べたことを順守する。

### 第3条

(a)ロストベルグ諸侯連合王国は連合軍最高司令部軍政部により、国民の財産の処理の能力を委任する。

(b)ロストベルグ諸侯連合王国と結ぶ海底電線は二等分され、終点施設およびその半分をロストベルグ諸侯連合王国の所有とし、それ以外を国際法に基づいて国際間共有とする。

## ○第3章 安全

### 第4条

(a)ロストベルグ諸侯連合王国は、国際紛争において平和的手段をもって国際の平和および安定に務めること。

(b)ロストベルグ諸侯連合王国は、その国際関係において武力による威嚇または武力の行使はいかなる国家の領土保全、政治的独立に対するものも、いかなる方法によるものも慎むこと。

(c)連合国は第4条の条項にあることを指針とすべきことであるということを確認すること。

### 第5条

(a)連合国のすべての占領軍はこの条約が発効するときに速やかに且つ、いかなる場合があろうとも90日以内にロストベルグ諸侯連合王国から撤収しなければならない。

しかしこれは外国軍隊のロストベルグ諸侯連合王国への駐留を全面的に否定するものではない。

(b)まだ代価が支払われていないロストベルグ諸侯連合王国の財産で、占領軍に供与され、この条約の発生時に占領軍が占有しているものは90日以内にロストベルグ諸侯連合王国政府に返還されなければならない。

## ○第4章 政治及び経済条項

### 第6条

ロストベルグ諸侯連合王国はこの条約発効後すぐに多くの国家との通商関係を回復することを確認する。

### 第7条

ロストベルグ諸侯連合王国は、その通商関係において、1951年にソヴィエト側との覚書で示された貿易摩擦などの問題が合った場合には国際法上の慣習に基づいて厳しく制裁が課せられる。

#### 第8条

(a)ロストベルグ諸侯連合王国国民は、この条約が発効後世界の多くの国々に旅行することが可能になることを確認する。

(b)(a)の条項に基づいて、それまでの旅券発行業務を連合軍最高司令官総司令部軍政部からロストベルグ諸侯連合王国外務省に業務を委譲する。

#### 第9条

ロストベルグ諸侯連合王国はニュルンベルグ国際軍事裁判を容認し、過去に行った戦争犯罪について深く反省し、未来に渡って戦争の惨禍を伝え、過去のような国際社会への威圧を行わない。

#### 第10条

ロストベルグ諸侯連合王国と連合軍双方は通商関係を以前の状態に改善するため、以下のことをここに受諾する。

(a)各連合軍並びに国民、産品に次の待遇を与える。

- ①貨物の輸出入に関する関税、課金、制限その他規制に関する最恵国待遇
- ②海運、航海及び輸入品に対する内国民待遇及びに自然人と法人に対する内国民待遇

(b)ロストベルグ諸侯連合王国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮に基づくことを確保する。

#### 第11条

ロストベルグ諸侯連合王国は民間航空機事業に国際的に参加する権利を保有する。

### ○第5章 請求権と財産

#### 第12条

ロストベルグ諸侯連合王国は先の大戦において与えた苦痛に対して賠償の責任を負う。しかしそれはロストベルグ諸侯連合王国の経済状況を鑑みて行うこと。

#### 第13条

ロストベルグ諸侯連合王国の美術品、商標を含む意匠的な著作物に関しては連合軍はその名誉と財産的価値を認める。

#### 第14条

この条約のすべての批准書はソヴィエト社会主義共和国連邦に委任する。

#### 第15条

この条約の記録はソヴィエト連邦とアメリカ合衆国政府によって行われる。  
その証拠としてロストベルグ諸侯連合王国は認証謄本を連合国に交付する。  
下名の全権委任団はこの条項に署名した。

1952年11月27日にドイツ帝国ベルリン市にて ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語、スペイン語、日本語ならびにロストベルグ語で作成した。

**【全権委任団署名略】**